

第 93 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3-(1)	第 43 回総会 (CAC) 議題
3-(2)	第 42 回総会 (CAC) 概要
4-(1)	第 32 回 一般原則部会 (CCGP) 仮議題
4-(2)	第 32 回 一般原則部会 (CCGP) 主な検討議題

第 93 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 3 年 1 月 19 日（火）

10:00-11:30

場所：ウェブ開催

議 事 次 第

1. 議題

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第 43 回総会（CAC）

② 今後の活動について

- ・ 第 32 回一般原則部会（CCGP）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員及び出欠

(敬称略 50音順)

委 員		出欠 (*)	
あまがさ 天笠	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員	欠
ありた 有田	よしこ 芳子	主婦連合会 会長	出
おおた 太田	ひろみ 裕見	一般社団法人 食物アレルギーフォーラム 理事長	出
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 総合品質保証担当	出
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授	出
こばやし 小林	ゆう 優	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 畜産販売課 品質・表示管理室長	出
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長	出
せぐろ 脊黒	かつや 勝也	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事	出
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 人間栄養学部 学部長	出
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長	出
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協 会 NACS 消費生活研究所 所長	出
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ	出
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室次長	欠
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授	出

*第93回コーデックス連絡協議会（ウェブ会議）の出欠

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 43 回 総会

日時 : 9 月 24 日 (木) から 11 月 6 日 (金) にかけて開催 (計 7 日間)

- ・ 本会合 : 9 月 24 日 (木) ~26 日 (土)、10 月 12 日 (月)、19 日 (月)
- ・ レポート採択 : 11 月 5 日 (木)、6 日 (金)
- ・ 全日一日 3 時間 (日本時間 19 時~22 時あるいは 20 時~23 時)、ウェブ形式 (Zoom) にて実施

議題

1	議題の採択
2	第 78・79 回執行委員会の報告
3	執行委員会小委員会「コーデックスとパンデミック－戦略的課題と機会」に関する中間報告
4	手続きマニュアルの修正
5	コーデックス文書の最終採択
6	ステップ 5 でのコーデックス文書の採択
7	既存のコーデックス文書の廃止
8	新規作業の提案
9	作業の中止
10	コーデックス規格と関連文書の修正
11	コーデックス部会から総会への付託事項
12	コーデックスの財政及び予算に関する事項: 2018-19 年の報告、2020-2021 年の進捗及び 2022-2023 年の提案
13	地域調整国の任命
14	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
15	その他の作業
16	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 43 回総会 報告書

1. 開催日：9月24日（木）から11月6日（金）にかけて開催（計7日間）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会合：9月24日（木）～26日（土）、10月12日（月）、19日（月） ・ レポート採択：11月5日（木）、6日（金） ・ 全日一日 3 時間（日本時間 19 時～22 時あるいは 20 時～23 時）、ウェブ形式（Zoom）にて実施 |
|--|

2. 参加国：133 メンバー国、1 加盟機関（EU）、54 オブザーバー

3. 日本政府代表団：

農林水産省	消費・安全局農産安全管理課	農薬対策室長	小林 秀誉
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際基準室長	石橋 朋子
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際基準専門官	織戸 亜弥
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際基準専門職	堀米 明日香
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際企画係	山口 莉奈
厚生労働省	医薬・生活衛生局	参与	三浦 公嗣
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課 国際食品室 室長	永松 聡一郎
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課 国際食品室 室長	扇屋 りん
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課 国際食品室 室長補佐	今井 美津子

4. 概要：

コーデックス総会はコーデックス委員会の最高意思決定機関。毎年夏にローマ又はジュネーブで開催され、コーデックス文書（規格・基準）の最終採択・予備採択、新規作業提案の承認、コーデックス委員会の作業管理、財政や予算等について議論するが、今夏予定されていた第43回総会は、COVID-19のパンデミックの影響により、メンバーの承認を得てウェブ形式に変更、議題を絞って開催された。また、メンバーの承認を得て、今次総会で行われる予定となっていた総会議長・副議長選挙も見送られ、現在の議長・副議長の任期は次の物理的な形式で開催する総会まで延長されることになった。

今次総会は、当初、本会合を9月24日（木）～26日（土）及び10月12日（月）、レポート採択を10月19日（月）に開催予定としていたが、一部の議題の議論が長引いたため、本会合を10月19日（月）にも実施し、11月5日（木）及び6日（金）がレポート採択日として追加された。

各議題の主な議論は以下のとおり。また、今次総会に諮られたた文書一覧とその結果は別添のとおり。

議題 1. 議題の採択

今次総会の議題は仮議題のとおり採択された。議題 5～11（コーデックス文書の最終採択・予備採択、新規作業提案、文書の廃止等）は、議題順ではなく、部会毎に審議することになった。全体の議事進行は総会議長である Mr. Guilherme Antonio da Costa Jr.（ブラジル）が務めるが、議題 2、議題 3 の一部、及び議題 14 は、副議長の Mr. Steve Wearne（英国）、Ms. Mariam Eid（レバノン）、及び Mr. Purwiyatno Hariyadi（インドネシア）が議長にかわってそれぞれ議事進行を務めることになった。

議題 2. 第 78・79 回執行委員会の報告

総会副議長（英：Mr. Steve Wearne）より、前回の総会以降に開催された第 78 回執行委員会（2020 年 2 月）及び第 79 回執行委員会（2020 年 7 月）の報告が行われた。第 79 回執行委員会において設置されたコーデックスとパンデミックに関する小委員会の中間報告は議題 3 で議論されることになった。また、第 79 回執行委員会のクリティカルレビューの結果¹は、議題 5 から 11 で取り上げられることになった。

議題 3. 執行委員会小委員会「コーデックスとパンデミック－戦略的課題と機会」に関する中間報告

（経緯）

標記小委員会は、コーデックスの作業管理に対する COVID-19 のパンデミックによる影響を調査し、2020 年及び 2021 年のコーデックスの作業プログラムを進めるための行動について総会及び部会に助言するため、第 79 回執行委員会において設置された。小委員会は総会副議長の Ms. Marian Eid（レバノン）を議長とし、執行委員会メンバーの意見をとりまとめ、第 43 回総会に中間報告書を、第 80 回執行委員会に最終報告書を提出することとなった。

（小委員会の中間報告書の概要）

小委員会では、執行委員会メンバーに対し、バーチャル会合やハイブリッド会合（会合への物理的な参加とバーチャル参加）への参加の制約や障害、その解決策、コーデックスコアバリュー（透明性、協調性、包括性、コンセンサス形成）の観点での有用性等について、意見照会がなされた。メンバーから、コーデックスが基準設定作業を確実に継続することができるよう新しい会合形式を採用することは支持されたが、手続きや手順の明確化が最優先であるとの意見も出された。また、新しい会合形式はインターネット環境やミーティングプラ

¹ コーデックス手続きルールでは、総会での最終採択・予備採択、新規作業提案等の決定において、執行委員会によるクリティカルレビューを考慮することになっている。

ットフォーム等課題はあるものの、参加者の増加やコスト削減などの利点があること、一方、総会の開催には、総会メンバーの3分の2の合意が必要であったが、このような承認プロセスの簡略化が必要との意見もあった。提出された意見を踏まえ、中間報告書では、総会に対し、下記の要請を行った。

1. 次の3つを認識する：i) コーデックス委員会が直面している課題、ii) 本年開催予定だった部会は延期措置をとったが、2021年はこの措置を継続することはできないこと、及びiii) コーデックスの作業を進めるため、コーデックスコアバリューに沿った最新のツールとアプローチの使用を支援すること。
2. コーデックス事務局に対し、引き続き物理的な会合の開催が困難な場合、FAO・WHOの協力を得て、2021年に部会が作業を進めるための簡単に適用しやすい手続き手順を作成するよう促す。
3. メンバーとオブザーバーに対し、小委員会が検討すべき問題をハイライトするため、総会のサーベイへ協力するよう促す。

(議論及び結論)

総会議長の提案により、本議題は、中間報告書の上記要請毎に議論することになった。それぞれの概要と合意事項は下記のとおり。

1. 現在の状況認識と今次総会から次回第44回総会までの間に必要な行動の認識

総会は、執行委員会小委員会から要請されたとおり、上記1. について認識することに合意した。

2. 手続き

執行委員会小委員会の要請を受けて、コーデックス事務局から総会に、FAO・WHO 法務部門と作成した議場配布文書 (CRD37) が提出された。総会は CRD37 に示されているコーデックス事務局からの提案事項を検討した。

- ・ 2021年に予定されている部会を開催するため、コーデックス委員会手続きルール11章(部会)の「開催地(place)」に関する規定(7条及び8条)の解釈について、2021年に限り物理的な場所に限定せず、バーチャル環境も含めることが提案された。また、この解釈に基づき、部会は、FAO・WHOによって適切と判断された場合、ホスト国政府とコーデックス事務局との協議の上、バーチャルで開催されることが提案された。総会はこれらの提案に合意した。
- ・ 執行委員会について、2021年に予定されている第80回及び第81回会合を対面で開催することが不可能な場合、バーチャルで行うことが提案され、総会はこれに合意した。米国から、執行委員会をバーチャルで行う場合の承認手続きについて質問があり、コーデックス事務局から、この提案を総会が承認することにより、第79回執行委員会で行われたよ

うなメンバーの承認手続き²は行わないとの説明があった。

- ・ 第 44 回総会について、2021 年 11 月 8 日～13 日の開催を検討しているが、新しい総会議長・副議長の選挙をどのように実施するかという大きな問題があるため、バーチャルで開催する場合は「別の方法」を準備するかもしれないとの説明があった。日本から「別の方法」について明確化を求め、他国からももっと具体的に記載すべきとの要請があったため、報告書の合意事項（結論）には「選挙の手続きの方法をコーデックス事務局が FAO・WHO と作成し、コーデックスメンバーの承認を受ける」と記載された。

3. 小委員会の作業と必要なその他の行動

バーチャル会合について、参加に係る諸費用がかからず、参加が容易になることから、COVID-19 のパンデミックが終息した後も長期的に取り入れてほしい、状況が改善次第、物理的な会合を再開すべき、会議形式に関係なくコーデックスコアバリュー（透明性、協調性、包括性、コンセンサス形成）は重要等の意見が出された。バーチャル会合の最適化のため、会議開催期間や時間、今回の総会で活用された Zoom のチャット機能の活用方法、練習のためのウェビナーの開催、技術的な課題等の検討の必要性に関する意見が出された。

一方、ハイブリッド会合については、物理的に参加している代表团とバーチャルで参加している代表团との間で公平性が保たれないとして、日本をはじめ、多くの国が現時点でのこの会議形式の採用には懸念を示した。総会議長より、総会の合意事項として、ハイブリッド会合は小委員会の検討から除外するよう執行委員会に提言することが提案されたが、他の国連機関でもハイブリッド会合は活用されており、コーデックスで結論づけるのは時期尚早との意見が出され、見送られた。

ヨーロッパ地域メンバーからは、執行委員会小委員会の最終報告書は、第 32 回一般原則部会（CCGP）に送り、手続きガイダンスの作成等 CCGP が行いうる作業について議論すべきとの意見が出された。CCGP 議長（フランス）からも総会が必要と判断するなら CCGP において議論を行うことは可能との発言があった。一方、バーチャル会合のための手続きの手引書を CCGP で検討する必要はないとして、CCGP での検討は不要との意見も出された。コーデックス事務局から、第 80 回執行委員会小委員会の最終報告書に基づいて作成する提言は、CCGP を含む全ての部会に送られ、「総会及び部会からの付託事項」において紹介、必要に応じて議論されることになるとのプロセスが説明された。

議論の結果、総会は、下記に合意した。

- ・ 執行委員会小委員会に対し、今回出された意見を考慮して、引き続き最終報告書の提出に向けて作業を進め、その際、バーチャル会合を開催する場合に加盟国間の公平性を確保する方策を検討することを提言する。
- ・ 全ての部会、加盟国及びオブザーバーに対し、電子作業部会（EWG）や回付文書などの既存

² 第 79 回執行委員会（2020 年 7 月開催）のバーチャル開催は、執行委員会メンバーの半分以上の承認が必要だった。

の作業手法を最大限活用するとともに、議題を進めるために最適な方法でバーチャルの部会
会合を計画するよう提言する。

- ・ コーデックス事務局に対し、執行委員会小委員会の作業結果に基づいて作成する第 80 回執行
委員会の提言を踏まえて、バーチャル会合への効果的な参加のための実用的な手引書と、ホス
ト国事務局と部会議長のための手引書を用意するよう要請する。
- ・ 第 80 回執行委員会に対し、執行委員会小委員会の報告に基づいて作成する提言を全ての部会
に共有するよう、また、コーデックスが外的要因への長期的な対応力を構築するためのアプロ
ーチを第 44 回総会に示すよう提言する。

議題 4. 手続きマニュアルの修正

各部会から今次総会に手続きマニュアルの修正に関する提案はなく、議論されなかった。

議題 5. コーデックス文書の最終採択

PART1 ステップ 8 の規格案と関連文書、迅速化手続きのステップ 5 で提出された規格案
及び関連文書 (ステップ 5A) 及びステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステッ
プ 5 で提出された規格原案 (ステップ 5/8)

PART2 総会においてステップ 8 で保留されている規格及び関連文書

議題 6. ステップ 5 でのコーデックス文書の採択

議題 7. 既存のコーデックス文書の廃止

議題 8. 新規作業の提案

議題 9. 作業の中止

議題 10. コーデックス規格と関連文書の修正

議題 11. コーデックス部会から総会への付託事項

<アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) >

第 23 回 CCAFRICA (2019 年 9 月) から諮られている事項について審議した。

- ・ 発酵調理されたキャッサバ製品の地域規格案 (ステップ 8)
(経緯)

第 38 回総会 (2015 年 7 月) において新規作業承認。第 40 回総会 (2017 年 7 月) に
おいて予備採択 (ステップ 5)。第 23 回 CCAFRICA において、総会に最終採択を諮ること
と、食品添加物条項は食品添加物部会 (CCFA)、表示条項は食品表示部会 (CCFL)、分
析・サンプリング条項は分析・サンプリング法部会 (CCMAS) に送り承認を求めること
に合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を提言した。

(結論)

案のとおり 最終採択された。規格は CCFA と CCFL の承認後、発行される。(特段の議論は行われなかった。)

- グネツム属のフレッシュリーブの地域規格案 (ステップ 8)

(経緯)

第 38 回総会において新規作業承認。第 40 回総会において予備採択 (ステップ 5)。第 23 回 CCAFRICA において、総会に最終採択を諮ること、表示条項は食品表示部会 (CCFL) に送り承認を求めることに合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を提言した。

(結論)

案のとおり 最終採択された。規格は CCFL の承認後、発行される。(特段の議論は行われなかった。)

- 乾燥肉の地域規格原案 (ステップ 5)

(経緯)

第 39 回総会 (2016 年 7 月) において新規作業承認。第 23 回 CCAFRICA において、総会にステップ 5 での採択を諮ること、表示条項は CCFL、分析・サンプリング条項は CCMAS に送り承認を求めることに合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、ステップ 5 での採択を提言した。

(結論)

原案のとおり ステップ 5 で採択された。作業完了期限は 2022 年に延長された。

議論において、ラテンアメリカ・カリブ海地域 (LAC) のメンバー (アルゼンチン、キューバ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ) から、第 39 回総会において新規作業として承認された際、本規格の対象は、既に国際的に流通している製品を除外し、アフリカ地域で流通している製品を対象とすることが確認されているものの、乾燥肉は国際的に流通している製品であり、地域規格ではなく国際規格を検討すべきとの意見が出された。アフリカ地域のメンバーとオブザーバーは規格策定の必要性を主張し、ステップ 5 での採択を支持した。議長より、ステップ 5 で採択する結論が示されたが、LAC メンバーはこの結論に留保を表明した。コーデックス事務局より、手続きマニュアルにおいて地域規格の新規作業が総会で承認された場合、国際規格への変更の検討はステップ 8 での最終採択後になること、地域規格の採択は地域メンバーの意向が尊重されるため他地域のメンバーは留保することはできないが、他地域のメンバーもオブザーバーとして議論に参加、貢献することができる旨説明があった。LAC は国際規格への変更にかかる旨反論したが、結論に将来総会において国際規格への変更を検討する可能性を含めることに合意した。

- アフリカ地域内で調和のとれた食品関連法規の作成を支援するためのガイドライン策定

(新規作業)

(経緯)

第 23 回 CCAFRICA において、ケニアの提案により、アフリカ地域メンバー国における食品及び食品管理に関連する国内法制度の作成や見直しをサポートするガイドラインの策定作業を開始することに合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、承認を提言した。

(結論)

新規作業として承認された。チリより、このような地域のガイダンスの作成は公衆衛生や貿易に資するものであり歓迎、開発途上国の食品管理システムを強化するため、FAO と WHO 等の国際機関の支援と協力が重要との発言があった。

- ・ シアバター地域規格 (CXS 325R-2017) の修正 (amendment)

(経緯)

第 23 回 CCAFRICA において、シアバター地域規格 (CXS 325R-2017) について、セクション 3.2.2 (品質基準) の表 1 (品質基準) の記述の修正を行うこと、またセクション 3.4 (脂肪酸組成) に関し、規定されているリノレン酸のレベルを、入手可能なデータに基づき「1-11 %」ではなく「<1 %」に修正することに合意。

(結論)

修正案のとおり採択された。(特段の議論は行われなかった。)

<北米・南西太平洋地域調整部会 (CCNASWP) >

第 15 回 CCNASWP (2019 年 9 月) から諮られている事項について審議した。

- ・ 飲料用カヴァ製品の地域規格原案 (ステップ 5/8)

(経緯)

第 40 回総会 (2017 年 7 月) において新規作業承認。第 15 回 CCNASWP において、原案をステップ 5 での採択を諮ること、但し第 79 回執行委員会の前に品質基準に係る事項を解決できれば、総会にステップ 5/8 で最終採択を諮ること、食品添加物条項は CCFA、表示条項は CCFL、分析・サンプリング条項は CCMAS に送り承認を求めることに合意。

第 79 回執行委員会は CCNASWP からの報告を踏まえ、最終採択を提言した。

(結論)

原案のとおり最終採択された。米国が製品の食品安全上の懸念から留保した。規格は CCFL の承認後、発行される。

- ・ 発酵ノニ果汁飲料の地域規格原案 (ステップ 5)

(経緯)

第 36 回総会 (2013 年 7 月) において新規作業承認。第 15 回 CCNASWP において、

ステップ 5 での採択を諮ること、食品添加物条項は CCFA、表示条項は CCFL、分析・サンプリング条項は CCMAS に送り承認を求めることに合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、ステップ 5 での採択を提言した。

(結論)

原案のとおり ステップ 5 で採択された。作業完了期限は 2022 年に延長された。(特段の議論は行われなかった。)

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

第 21 回 CCASIA (2019 年 9 月) から諮られている事項について審議した。

- ・ 食品添加物条項の廃止 (発酵大豆ペースト地域規格 (CXS 298R-2009) 及びチリソース地域規格 (CXS 306R-2011) から食品添加物の同一性及び純度に関する規格がない酒石酸塩の食品添加物条項を削除)

(経緯)

食品添加物の同一性及び純度に関する規格がないことから、発酵大豆ペーストの地域規格 (CXS 298R-2009) 及びチリソースの地域規格 (CXS 306R-2011) から酒石酸塩 (INS 335 (i)、336 (i)、336 (ii)) の食品添加物条項を削除するもの。食品添加物部会 (CCFA) からの付託事項として第 21 回 CCASIA において検討し、合意。

(結論)

案のとおり 廃止された。(特段の議論は行われなかった。)

- ・ バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品 (納豆を含む) の地域規格策定 (新規作業)

(経緯)

日本の提案。第 21 回 CCASIA において、新規作業の開始に合意。第 79 回執行委員会は、総会に対し、承認を提言した。

(結論)

新規作業として承認された。(特段の議論は行われなかった。)

- ・ 急速冷凍餃子の地域規格策定 (新規作業)

(経緯)

中国の提案。第 21 回 CCASIA において、新規作業の開始に合意。第 79 回執行委員会は、総会に対し承認を、CCASIA に対し、製品の定義をより具体的にし、地域内で貿易されている製品を対象とした地域規格にすべき旨提言した。

(結論)

新規作業として承認された。第 79 回執行委員会から提言されたように、製品の定義をより具体的にし、地域内で貿易されている製品を対象とした地域規格にすることが確

認められた。(特段の議論は行われなかった。)

- 植物の葉で包んだ調理米 (cooked rice wrapped in plant leaves) (ちまきを含む) の地域規格策定 (新規作業)

(経緯)

中国の提案。第 21 回 CCASIA において、新規作業の開始に合意。第 79 回執行委員会は、総会に対し、承認を提言した。

(結論)

新規作業として承認された。インドネシアより、本地域規格を策定する際、CCASIA は、適用範囲、製品の定義をよく検討すべきとの発言があった。

<生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

第 21 回 CCFFV (2019 年 10 月) から諮られている事項について審議した。

- キウイフルーツ規格案 (ステップ 8)

(経緯)

第 37 回総会 (2014 年 7 月) において新規作業承認。第 39 回総会 (2016 年 6 月) において予備採択 (ステップ 5)。第 20 回 CCFFV (2017 年) は「quality tolerances」の規定について合意できず、ステップを進めることができなかったが、第 21 回 CCFFV において、総会に最終採択を諮ること、表示条項は食品表示部会 (CCFL) に送り承認を求めることに合意。EU、米国、コロンビアが留保。第 79 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を提言した。

(結論)

案のとおり 最終採択された。規格は CCFL の承認後、発行される。

下記のメンバーが留保した。

- ◆ EU、インドネシア、イラン、ノルウェー、スイス：Extra Class に tolerance for decay は不要。
- ◆ アルゼンチン、ウルグアイ：Extra Class の tolerance for decay の数値 (0.5%) は長距離輸送が考慮されていない。
- ◆ コロンビア：腐敗のある製品の貿易が衛生植物検疫上のリスクに結びつくことがある。製品の品質と安全性を促進することを目的とした規格の品質基準に tolerance for decay を設定することは矛盾がある。tolerance for decay は消費者と供給者間で決定すべきであり、規格に含めるべきではない。

- ニンニク規格案 (ステップ 8)

(経緯)

第 37 回総会において新規作業承認。第 39 回総会において予備採択 (ステップ 5)。第

20回 CCFFV は、燻製ニンニクの取扱い等について合意できず、ステップを進めることができなかったが、第 21 回 CCFFV において、総会に最終採択を諮ること、表示条項は CCFL に送り承認を求めることに合意。コロンビアが留保した。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を提言した。

(結論)

案のとおり 最終採択 された。規格は CCFL の承認後、発行される。

コロンビアがキウイと同じ理由により品質基準への tolerance for decay の設定を留保した。

・ ばれいしょ規格案 (ステップ 8)

(経緯)

第 37 回総会において新規作業承認。第 41 回総会 (2018 年 7 月) において予備採択 (ステップ 5)。第 21 回 CCFFV において「quality tolerances」等の規定に合意し、総会に最終採択を諮ること、また表示条項は CCFL に送り承認を求めることになった。タイ、コスタリカ、パラグアイ、コロンビアが留保した。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を提言した。

(結論)

案のとおり 最終採択 された。規格は CCFL の承認後、発行される。

下記のメンバーが留保した。

- ◆ タイ : Extra Class への tolerance for decay の設定
- ◆ コスタリカ、パラグアイ、ウルグアイ : 土壌 (soil) に関する tolerance の数値 (0.25%)
- ◆ コロンビア : 品質基準への tolerance for decay の設定

・ ヤム規格原案 (ステップ 5/8)

(経緯)

第 41 回総会 (2018 年 7 月) において新規作業承認。第 21 回 CCFFV で総会に最終採択を諮ること、表示条項は CCFL に送り承認を求めることに合意。タイ、コスタリカ、コロンビアが留保した。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を提言した。

(結論)

原案のとおり 最終採択 された。規格は CCFL の承認後、発行される。

下記のメンバーが留保した。

- ◆ タイ : Extra Class への tolerance for decay の設定
- ◆ コスタリカ : 汚れ (dirt) と夾雑物 (impurities) に関する tolerance の設定
- ◆ コロンビア : 品質基準への tolerance for decay の設定

<食品衛生部会（CCFH）>

第 51 回 CCFH（2019 年 11 月）から諮られている事項について審議した。

- ・ 食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範案（ステップ 8）

（経緯）

食品事業者及び政府機関に対して、交差接触の防止など、食品製造におけるアレルギー管理のための実施規範を作成するもの。第 41 回総会（2018 年 7 月）において新規作業承認。第 42 回総会（2019 年 7 月）において予備採択（ステップ 5）。第 51 回 CCFH において、予防的アレルギー表示は FAO・WHO の科学的助言及び CCFL での作業が完了した後に改訂が必要か否か検討することとし、総会に最終採択を諮ることに合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を提言した。

（結論）

案のとおり 最終採択 された。また本実施規範は、将来、FAO・WHO に求めている科学的助言と CCFL での予防的アレルギー表示に関する作業が完了した後に改定する可能性があることが確認された。

- ・ 食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）及び HACCP に関する付属文書の改訂原案（ステップ 5/8）

（経緯）

第 40 回総会（2016 年 7 月）において新規作業承認。第 48 回 CCFH（2016 年 11 月）から具体的に議論してきた。第 51 回 CCFH において、文書の採択の遅れを避けるため、改訂原案から図 3（CCP（重要管理点）を特定するための判断樹（Decision Tree）の例）を削除し、総会に最終採択を諮ることに合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を提言した。

（結論）

原案のとおり 最終採択 された。

議論において、LAC 地域のメンバーから、CCP（重要管理点）を特定するための判断樹（Decision Tree）に関する作業の重要性を指摘する意見が出された。CCFH 議長（米国）より、判断樹は本文書の適用にとって有用なツールであり、部会において作業を継続中（ステップ 2）であるとの発言があった。結論として、CCFH において、CCP を特定するための判断樹について、本文書に組み入れられるよう、作業を継続することが確認された。

アフリカ地域のメンバーから、食品取扱者の定期的な健康診断（medical screening）は食品取扱者から食品への病原体の混入を防ぐために必要なリスク管理措置であり、これを求める規定を含めるべき、COVID-19 パンデミックの観点でもこの措置は重要との発言があった。これに対し、CCFH 議長から、1) 従業員の健康診断を本文書中でどのように取扱うかについては、CCFH でもかなりの議論が行われたが、このような健康診断

は効果的ではないこと、従業員の健康問題は各国で扱う問題であり、国際的な文書に含める必要はないことを確認した、2) COVID-19は食品由来疾患ではなく、食品取扱者の健康診断の規定を求めるには有用な例にはならないとの説明があった。FAOもCCFH議長の発言を支持し、COVID-19は食品安全の問題ではなく、コーデックス文書への特別な配慮は不要との見解が示された。

- ・ 微生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクの管理のガイダンス文書原案（ステップ5）

（経緯）

微生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクを管理するため、政府当局向けのガイダンス文書を作成するもの。第41回総会において新規作業承認。第51回CCFHにおいて、ステップ5での採択を諮ることに合意。

第79回執行委員会は、総会に対し、ステップ5での採択を提言した。

（結論）

原案のとおり ステップ5で採択された。（特段の議論は行われなかった。）

- ・ 食品生産における安全な水の使用のガイドライン策定（新規作業）

（経緯）

第51回CCFHにおいて、食料の生産と加工の段階における安全な水の使用のためのガイドライン策定作業を開始することに合意。生物的ハザードのみを対象。

第79回執行委員会は、総会に対し、承認を提言した。

（結論）

新規作業として承認された。（特段の議論は行われなかった。）

<近東地域調整部会（CCNE）>

第10回CCNE（2019年11月）から諮られている事項について審議した。

- ・ 混合ゼアタル（ハーブ）地域規格案（ステップ8）

（経緯）

第36回総会（2013年7月）において新規作業承認。第40回総会（2017年7月）において予備採択（ステップ5）。第10回CCNEにおいて、総会に最終採択を諮ることに合意。食品添加物条項は食品添加物部会（CCFA）、表示条項は食品表示部会（CCFL）、分析・サンプリング条項は分析・サンプリング法部会（CCMAS）に送り承認を求めることに合意。

第79回執行委員会は、総会に対し、最終採択を提言した。

（結論）

案のとおり 最終採択された。規格はCCFAとCCFLの承認後、発行される。（特段の

議論は行われなかった。)

- ・ マアムール（菓子）の地域規格策定（新規作業）

(経緯)

第 10 回 CCNE において、新規作業の開始に合意。(サウジアラビアの提案)

第 79 回執行委員会は、総会に対し、承認を提言した。

(結論)

新規作業として承認された。(特段の議論は行われなかった。)

- ・ ラブネの地域規格策定（作業中止）

(経緯)

第 36 回総会（2013 年 7 月）において承認された作業。第 8 回 CCNE（2015 年 6 月）以降ステップ 4 に保留。第 10 回 CCNE において、作業中止に合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、作業中止を提言した。

(結論)

作業中止が承認された。(特段の議論は行われなかった。)

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

第 41 回 CCNFSDU（2019 年 11 月）から諮られている事項について審議した。

- ・ 乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）の食品添加物条項へのキサントガム（INS 415）及びペクチン（INS 440）の追記

(経緯)

キサントガム（INS 415）及びペクチン（INS 440）について、乳児向け特殊医療用調製乳への増粘剤としての使用の技術的必要性が確認されたことを踏まえ、乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）に当該添加物を含める改定。第 41 回 CCNFSDU において、総会に採択を諮ることに合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、採択を提言した。

(結論)

案のとおり 最終採択された。(特段の議論は行われなかった。)

- ・ フォローアップフォーミュラ規格（CXS 156-1987）の見直し：セクション B（年少幼児）：範囲、定義、表示原案（ステップ 5）

(経緯)

フォローアップフォーミュラ規格（CXS 156-1987）の見直しは、第 36 回総会（2013 年 7 月）において新規作業承認。セクション B（年少幼児向け製品）の適用範囲、定義及び表示に関する事項について、第 41 回 CCNFSDU においてステップ 5 での採択を諮

ること、表示条項は CCFL に送り承認を求めることに合意。米国は定義の脚注について留保。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、ステップ 5 での採択を提言した。

(結論)

原案のとおり ステップ 5 で採択された。

議論において、複数のメンバーから、採択には反対はしないが、定義や製品の名称等に関し、部会で再度議論したいとの意見が出された。また、インドより、WHO の文書と世界保健総会決議への参照を含めるべきとの意見が出された。複数のオブザーバーから、まだステップ 5 の採択をする段階にはないと主張した。一方、複数のメンバーから、部会での進展を認識するよう求める発言があった。CCNFSDU 議長（ドイツ）より、第 41 回 CCNFSDU においてメンバーがともに努力し、また多くの妥協があった、まだ十分議論できていない箇所をスクエアブラケットとしており、第 42 回 CCNFSDU において、これらの問題を集中的に議論する予定である旨発言があった。コーデックス事務局長より、技術的なコメントは第 42 回 CCNFSDU での検討のためにステップ 6 のコメント依頼の際に再提出するようとの発言があり、報告書の結論にもその旨記載された。

・ Ready-to-Use Therapeutic Foods ガイドライン原案（ステップ 5）

(経緯)

急性栄養不良児のための Ready-to-use 食品に関するガイドラインを作成するもの。第 39 回総会（2016 年 7 月）において新規作業承認。第 41 回 CCNFSDU においてステップ 5 での採択を諮ること、食品添加物条項は CCFA へ、表示条項は CCFL に送り承認を求めることに合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、ステップ 5 での採択を提言した。

(結論)

原案のとおり ステップ 5 で採択された。

議論において、エチオピアから、ガイドライン中に地域で調達可能な原材料の使用を含めるべきとの意見が出された。オブザーバーからは、このような製品は栄養不良児の治療目的に限定すべきとの意見が出された。

コーデックス事務局長より、技術的なコメントは第 42 回 CCNFSDU での検討のためにステップ 6 のコメント依頼の際に再提出するようとの発言があり、報告書の結論にもその旨記載された。

・ トランス脂肪酸（TFA）フリー表示の要件（作業中止）

(経緯)

第 41 回 CCFL（2013 年 5 月）からの要請を受けて検討していた作業。第 41 回 CCNFSDU において、作業中止に合意。また CCFL へ作業中止を伝えることとなった。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、作業中止を提言した。

(結論)

作業中止が承認された。報告書の結論には、TFA に取組むためのリスク管理オプションは、CCFL と CCFO (油脂部会) 等の他の部会において検討することは可能である旨も記載された。

- ・ バイオフィオーティフィケーションの定義 (作業中止)

(経緯)

第 38 回総会 (2015 年 7 月) において承認された作業。第 45 回 CCFL (2019 年 5 月) の見解 (既存のコーデックス文書は十分にバイオフィオーティフィケーションの表示をカバーしており、新たな定義は不要) を受けて、第 41 回 CCNFSDU において、作業中止に合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、作業中止を提言した。

(結論)

作業中止が承認された。(特段の議論は行われなかった。)

<薬剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) >

第 7 回 TFAMR (2019 年 12 月) から諮られている事項について審議した。

- ・ 「薬剤耐性 (AMR) の最小化及び抑制のための実施規範 (CXC 61-2005)」の改定原案 (ステップ 5)

(経緯)

第 39 回総会 (2016 年 7 月) において、「AMR の最小化及び抑制のための実施規範 (CXC 61-2005)」の改定と「AMR の統合的なサーベイランスに関する指針」の作成のため、TFAMR の再設置に合意。第 40 回総会 (2017 年 7 月) において新規作業承認。第 7 回 TFAMR において、ステップ 5 での採択を諮ることに合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、ステップ 5 での採択を、第 8 回 TFAMR に対し、作業完了期限の観点から、まだ深く議論を行っていない論点に焦点をあて、できるだけ議論のリオープンを避けるよう提言した。

(結論)

原案のとおり ステップ 5 で採択された。ロシアが留保した。

議論において、EU 及び EU メンバー国をはじめ、複数のメンバーから、予備採択すること自体は支持するが、新しい実施規範は野心的な内容になっておらず、抗菌剤の治療目的以外での使用を認めるべきではない、原則 5 (成長促進目的での使用) と原則 7 (予防的使用) は (まだ合意をしていない箇所を示す) スクエアブラケットに含まれていないが、第 8 回 TFAMR でさらに議論を続けたい、また文書を完成させるにあたり、TFAMR で議論している「AMR の統合的なサーベイランスに関する指針」と一貫性を確保する必要がある旨主張した。ノルウェーも実施規範の予備採択は支持しつつも、EU の発言を支

持。タイとエジプトは、原則 5 について留保、スイスは原則 5 及び 7 について留保した。ロシアは、下記を発言し、予備採択そのものに強硬に反対した。

- ・ 文書中には、**Medically Important Antimicrobials (MIAs)** (人医療上重要な抗菌剤) の日常的なあるいは予防的な使用を認める原則や定義が含まれているが、この耐性や交差耐性は人の健康に大きなリスクをもたらすものであり、MIAs の使用は治療のみに制限されるべき。
- ・ 成長促進剤としての抗菌剤の使用は、国連の AMR に関する組織間連携委員会 (UN IACG) が 2019 年 5 月に示した最新の報告書において、段階的に廃止されるべき旨推奨されている。
- ・ 新しい実施規範は既存の文書よりも野心を弱めるべきではない。
- ・ 議論において、多くのメンバーが実施規範の規定に懸念を表明した。第 8 回 TFAMR はこの懸念に対処すべき。次のステップに進めるべきではない。

一方、日本、米国、南米諸国、豪州、NZ、韓国、英国、ケニア等他の多くの国が予備採択を支持し、第 79 回執行委員会が提言しているように、第 8 回 TFAMR は、第 7 回 TFAMR で特定されたまだ解決していない論点に焦点を当てるべき、議論のリオープンを避けるべき旨主張するメンバーも多くあった。

TFAMR 議長 (韓国) は、実施規範の議論を進展させるためのメンバーのコミットメントと第 7 回 TFAMR において広範な議論が行われ合意に達したことに関する謝辞を表明し、第 79 回執行委員会の提言を考慮して、実施規範に予備採択し、第 8 回 TFAMR で残りの懸念事項について議論すべき、将来的に、科学技術の新たな発展を踏まえ、実施規範が改定される可能性はあるものの、まずはこれまでに入手可能な科学と知識に基づいて第 8 回 TFAMR で実施規範をまとめることができるよう努力すべき旨発言した。

実施規範の電子作業部会 (EWG) の議長 (米国) からは、第 7 回 TFAMR では一部のメンバーが特定の規定に留保したものの、予備採択には支持があった、スクエアブラケットに入っている作業が少し残っているが、全てのコメントは EWG において考慮されるため合意は可能、国連によって認識された緊急の公衆衛生問題に対処するために TFAMR が設立されたが、WHO、FAO、OIE においてかなりの作業が進行中であり、コーデックスでの作業を進め、遅れをとらないことが重要等の発言があった。

コーデックス事務局長から、下記のとおり手続きに関する説明があった。

- ・ ステップ 5 は、総会が文書の言語と構造の進展を認識する段階。ステップ 6 のコメント依頼を行い、第 8 回 TFAMR でステップ 7 の議論を行い、文書を最終化した後、第 44 回総会においてステップ 8 の最終採択となる。
- ・ 第 7 回 TFAMR で設置された EWG の TOR は、「スクエアブラケットの未解決の問題に対処すること」である。
- ・ 手続きマニュアルにおいて、ステップ 6 は、全ての側面に関するコメント依頼をメンバーとオブザーバーに依頼する。コメントの際、実施規範とサーベイランスに関

する指針との関係を考慮する必要がある。

- ・ 執行委員会の主な役割は、クリティカルレビューの一部として、総会や各部会への提言事項を作成すること。この提言事項は、コメントを作成するメンバーや文書を議論する部会の検討のためのものであり、執行委員会独自の価値に基づく。

予備採択にロシアは反対の立場を取り続けたものの、支持するメンバーが多いことから、予備採択を進めることになったが、議論の結果をどのようにまとめて結論とするかについて、更に多くの意見が出され、また、同じ意見を繰り返し発言するメンバーが複数いたため、予定していた議論の時間が大幅に延長した。結局、報告書に記載する結果は簡潔な結論とし、表明された意見等を詳細に記載することで合意した。

<穀物・豆類部会（CCCPL）（working by correspondence）>

- ・ キヌア規格（CXS 333-2019）の粒度に関するセクション（修正（amendment））

（経緯）

第42回総会（2019年7月）において、セクション3.2.7（粒度の条項）の検討を継続するため、CCCPLをworking by correspondenceにより継続すること、コンセンサスが得られなかった場合は本条項を削除することに合意していた。結局、粒度に関するコンセンサスが得られなかったことから、規格から本条項を削除することが提案された。

（結論）

セクション3.2.7（粒度の条項）を削除することに合意した。ボリビアとキューバは、粒度の条項は他の類似の製品の規格にも含まれていること、また科学的な研究から、粒度はキヌアの本質的な品質特性であることが示されていることから、削除すべきではないとして、この決定を留保した。

- ・ CCCPLのステータス（休会）

（経緯）

第38回総会（2015年7月）において、CCCPLは作業をキヌア規格の策定に限定した上で再開し、作業終了後に休会することに合意していた。今回CCCPLの作業完了に伴い、休会が検討された。

（結論）

休会が承認された。

<加工果実・野菜部会（CCPFV）（working by correspondence）>

- ・ ユチュジャン規格原案（ステップ5/8）（アジア地域規格（CXS 294R-2009）から国際規格への変更）
- ・ チリソース規格原案（ステップ5/8）（アジア地域規格（CXS 306R-2011）から国際規格

への変更)

- ・ マンゴーチャツネ規格 (CXS 160-1987) の改定原案 (ステップ 5/8)
- ・ 乾燥フルーツ一般規格原案 (ステップ 5/8) (乾燥フルーツに関する一般条項の他、個別の乾燥フルーツに関する規格を修正し、付属文書として含める。付属文書は、既存の乾燥アプリコット規格 (CXS 130-1981)、デーツ規格 (CXS 143-1985)、レーズン規格 (CXS 67-1981) の他、干し柿及び乾燥ロンガンに関する規格を含む。)
- ・ フルーツミックス缶詰一般規格原案 (ステップ 5/8) (規格にはフルーツミックス缶詰に関する一般条項の他、既存のフルーツカクテル缶詰規格 (CXS 78-1981) とトロピカルフルーツサラダ缶詰規格 (CXS 99-1981) を修正し、付属文書として含める。)

(経緯)

第 40 回総会 (2017 年 7 月) において新規作業承認。CCPFV は working by correspondence により検討を行い、総会に最終採択を諮ることに合意。食品添加物条項は CCFA、表示条項は CCFL、分析・サンプリング条項は CCMAS に送り承認を求めることに合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を提言した。

(結論)

CCFA と CCFL の承認を条件として、原案のとおり 最終採択 された。

EU と EU メンバー国から、コチュジャン、チリソース、マンゴーチャツネ及び乾燥フルーツの規格の食品添加物条項を CCFA において議論したいとの発言があった。

- ・ ピクルス規格 (CXS 115-1981)、たけのこ缶詰規格 (CXS 241-2003)、ジャム・ゼリー・マーマレード規格 (CXS 296-2009) の改定

(経緯)

食品添加物部会 (CCFA) からの付託事項。ピクルス規格 (CXS 115-1981)、たけのこ缶詰規格 (CXS 241-2003)、ジャム・ゼリー・マーマレード規格 (CXS 296-2009) の食品添加物条項を改定するもの。CCPFV は working by correspondence により検討を行い、総会に最終採択を諮ることに合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、採択を提言した。

(結論)

案のとおり 最終採択 された。

- ・ 急速冷凍野菜規格 (CXS 320-2015) のフレンチフライドポテトに関する付属書の改定

(経緯)

分析・サンプリング法部会 (CCMAS) からの付託事項。遊離脂肪酸 (FFA) 分析法と抽出法の記載削除をするための改定。CCPFV は working by correspondence により検討を行い、総会に最終採択を諮ることに合意。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、採択を提言した。

(結論)

案のとおり 最終採択 された。

- ・ 7 規格の廃止: コチュジャン地域規格 (CXS 294R-2009)、チリソース地域規格 (CXS 306R-2011)、乾燥アプリコット規格 (CXS 130-1981)、デーツ規格 (CXS 143-1985)、レーズン規格 (CXS 67-1981)、フルーツカクテル缶詰規格 (CXS 78-1981)、トロピカルフルーツサラダ缶詰規格 (CXS 99-1981)

(結論)

国際規格への変更あるいは新たな規格への統合に伴い、上記 7 規格は廃止 された。

- ・ CCPFV のステータス

(経緯)

CCPFV から、優先度の高い作業を全て完了したこと、直近の部会の参加国数が定足数を下回り続けていること、残りの 2 規格（カシューカーネル及び干し芋の規格策定）は作業の優先順位付けでも低く位置づけられていることから、今次総会をもって CCPFV を休会することが提案された。第 79 回執行委員会からも休会が提言された。

(結論)

休会が承認 された。インドはこの決定を留保した。CCFFV に対して、カシューカーネルの規格策定の作業を受けることができるかどうか実行可能性を検討するよう要請した。

議論において、冒頭、CCPFV 議長（米国）から休会の提案の背景について説明があった。インドは、2 つの作業は第 40 回総会（2017 年）において承認された作業であること、カシューカーネルの規格策定については第 21 回 CCASIA と第 23 回 CCAFRICA においてそれぞれの地域メンバーから作業開始への関心が表明されたこと、少ない議題数でも *working by correspondence* により作業を行った部会があることを理由として、CCPFV の *working by correspondence* での作業継続を強く要請した。また代替案として CCFFV で作業を行うことを提案した。インドネシアは総会で承認された CCPFV の作業を完了させることを支持、またガーナ、ケニア、セネガル、ウガンダから、アフリカ地域においてこの規格策定は重要である旨発言があった。

インドの CCFFV に作業を移行する提案に対し、コーデックス事務局から、全ての部会がそれぞれのマנדート内で作業の優先付けを行っており、まず CCFFV にこの作業を受けることができるかどうか検討を求めることが適当との説明があった。CCFFV 議長（メキシコ）は、カシューカーネルの規格策定は CCPFV のマנדート内の作業であり、CCFFV よりも CCPFV で行うべきと見解を述べた。米国は、CCPFV ホスト国として、CCPFV が物理的な会合から *working by correspondence* へ移行し、会議出席のための渡航の必要性がなくなっているにもかかわらず参加国が少ないままであること、COVID-19 のパンデミックにより各国の優先順位やコーデックスのリソースの使い方の

検討が必要であること、またカシューカーネルに関連する食品安全や貿易上の緊急の問題が特定されていないことから、この作業は留め置くことが最善である旨発言があった。

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

- ・ イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の修正 (amendment) : 対象の種のリスト (2.1 Product Definition) への *Sardinella lemuru* (Bali Sardinella) の追記

(経緯)

フィリピンによる提案。CCFFP が休会中のため、総会に直接提出された。イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の対象の種のリスト (2.1 Product Definition) に *Sardinella lemuru* (Bali Sardinella) を追記するもの。本作業は、新しい種の追加に関する手続きマニュアルの記載に従って、CCFFP を再開して検討する必要。

第 79 回執行委員会は、総会に対し、CCFFP を **working by correspondence** で再開し、本検討作業を行うことを提言した。

(結論)

総会は、規格の対象種の追記を検討するため、**CCFFP を working by correspondence で再開**することに合意した。

議論において、CCFFP の再開に関し懸念を述べるメンバーはなかったが、チリから、手続きマニュアルにおいて、官能検査は異なる地域の 3 つの試験所で実施することが規定されているが、これがなされておらず、現時点では追記を支持することはできない旨、また EU から、追記が提案されている種は国際自然保護連合 (IUCN) が作成した絶滅のおそれのある野生生物のリストに含まれており、自然環境中の資源量に関する情報を提供してほしい旨の発言があった。議長から、総会は、追記の検討のために CCFFP を再開するかどうかを検討すべきであり、総会で技術的な議論を行うべきではない旨発言があった。CCFFP 議長 (ノルウェー) より、種の追記については手続きマニュアルに明確なガイダンスがあり、CCFFP が再開されればこれに基づいて行う、メンバー国は、回付文書 (CL) によるコメント依頼やフィリピンを議長とする電子作業部会 (EWG) により技術的な検討を行う等の説明があった。モロッコから、CCFFP の再開は支持するが、EWG の議長はノルウェーが務めるべきとの発言があった。フィリピンから、追記作業への支持を表明しているメンバー国 (ノルウェー、豪州、米国、カナダ、キューバ、イラク、メキシコ、インド、タイ、モロッコ) への謝辞が表明されるとともに、懸念事項等に関する具体的な議論は CCFFP で行いたい、CCFFP 議長をサポートしていきたい旨発言があった。

結論に関し、日本から、EWG の議長はどかが務めるのか質問したところ、議長より、まずは CCFFP を再開し、CCFFP において決定するとの説明があった。

<残留農薬部会 (CCPR) >

- ・ 2021年FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)に評価を依頼する農薬優先リスト
(経緯)

2021年に予定されている JMPR において評価（新規評価、定期的再評価、既存農薬における特定の食品の MRL の設定のための評価）を行うべき農薬の優先リスト及びスケジュール案。通常は CCPR から新規作業として総会に提出されるが、本年4月に開催が予定されていた第52回 CCPR が来年に延期になったため、第43回総会に直接提出された。

第79回執行委員会は、総会に対し承認を、また FAO・WHO に対し、科学的助言の作業を進めるためにバーチャルの手法の活用を促すよう、提言した。

(結論)

新規作業として承認された。

議論において、オブザーバーから、リストに動植物や人への健康上の懸念がある物質が含まれており、JMPR はこのような物質の評価は行わずにコスト効果的に行うべきとの発言があった。

これに対し、米国から、リストは JMPR が評価する物質をただ示したものであり、CCPR は安全性の評価結果に基づいて物質の使用を決めるところではないとの発言があった。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

- ・ 牛ソマトトロピン (rbST) の最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ8)
(経緯)

乳分泌促進効果のある rbST の MRL 案。第78回 JECFA (2013年11月) の再評価の結果を踏まえて、第22回 CCRVDF (2015年4月)、第38回総会 (2015年7月) にて議論されたが合意に至らず、ステップ8で保留となった。第39回総会 (2016年7月)、第40回総会 (2017年7月)、第41回総会 (2018年7月)、第42回総会 (2019年7月) では現状を変える要求が無かったことから、再度ステップ8で保留となっている。

(結論)

加盟国からステップ8から進めるべきとの要求がなかったことから、再度 ステップ8 で保留となった。(特段の議論は行われなかった)

<欧州地域調整部会 (CCEURO) >

- ・ CCEUROにおける言語ポリシー
(経緯)

第 31 回 CCEURO (2019 年 10 月) において下記に合意。今次総会で検討されることになった。

- ◆ CCEURO にロシア語圏のメンバーが加盟したことに伴い、ロシア語を CCEURO の公式言語として追加する。
- ◆ CCEURO は 4 言語 (英語、フランス語、スペイン語、ロシア語) で作業し、翻訳費用は全てコーデックス事務局負担とする。この提案が総会で合意される場合、事務局は追加コストに持続的に対応する方法を提案する。

(結論)

CCEURO は上記 4 言語で作業することに合意した。またコーデックス事務局は持続的に追加コストに対応する方法を提案することになった。(特段の議論は行われなかった)

議題 1 2. コーデックスの財政及び予算に関する事項

(議論)

コーデックス事務局より、2018-19 年の報告、2020-2021 年の進捗及び 2022-2023 年予算案について下記の説明があった。

- ・ 2018-19 年予算：効率的な予算監視とリソースの分配により、予算は完全に消化した。
- ・ 2020-21 年予算：COVID-19 のパンデミックを考慮して、コーデックスの作業の継続性を可能な限り確保するために調整を行う必要がある。今後さらに調整し、アップデートする。
- ・ 2022-23 年予算案：パンデミックの影響により、コーデックスの作業メカニズムには不確実な部分がある。2022 - 2023 年の作業計画プロセスをよりよく導くため、パンデミックの影響のレビューは、執行委員会小委員会の作業結果も考慮して、2021 年に行う。現時点の想定に基づき、この 2 年間の予算は 2020-2021 年と同レベルで維持したい。
- ・ コーデックス戦略計画 2020-2025 について、目標 3 (コーデックス規格の認識及び使用を通して影響力を高める) と目標 5 (戦略計画の全目標の効率的かつ効果的な達成を支援する作業管理システムと実践を強化する) の実施が重要。特に IT インフラのアップグレードが必要であり、予算を節約したり組み直したりして必要な費用を工面するかもしれない。

コーデックス事務局の説明を受けて、ドイツ (EU) から、今後の執行委員会において、物理的な会議を開催することができない状況でも戦略計画を実施することができるよう、コーデックスのデジタル化への移行に関する問題を検討し、アドバイスを提供してほしいとの提案があった。また、第 42 回総会 (2019 年) が、FAO・WHO に対し、コーデックス活動を支援する科学的助言のために通常予算から持続可能な資金を調達するための戦略を開発するよう提言していることに関連し、FAO からの 100 万米ドルの追加資金と、世界保健総会決議 73-5 (WHO からの科学的助言に関する支援の重要性を強調) を歓迎する旨発言があった。さらに、FAO・WHO に対し、第 44 回総会において科学的助言プログラムに関する最新情報を提供するよう要請した。米国もコーデックス活動を支援するための科学的助言プログラムが重要であり、第 44 回総会での FAO・WHO からの最新情報の提供

に関するドイツの要請を支持する、またバーチャル会議を通じてできる限りの多くの作業を行うことが重要である旨発言があった。

(結論)

第 43 回総会は、下記に合意した。

- 2018-2019 年の財政報告と 2020-2021 年の進捗状況を確認。また 2022-23 年予算は執行委員会の作業結果により調整することを確認。
- 継続中のパンデミックによる課題を認識。パンデミックがコーデックス予算に与える影響調査と、執行委員会小委員会の作業を考慮した 2020-2021 年作業計画のアップデートの提供に関するコーデックス事務局のコミットメントを歓迎。
- コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施の重要性を強調。現在の状況に照らして目標 3 の重要性を確認。メンバーとコーデックス事務局が協力して計画を実施することを奨励。
- FAO・WHO の科学的助言プログラムを維持および支援することの重要性と、FAO・WHO がその資金を維持するために行った努力を認識し、物理的な会議が不可能な場合にバーチャルツールにより作業を継続することの重要性を確認。

議題 1 3. 地域調整国の任命

(経緯)

次期地域調整国（任期：1 期は次の地域調整部会後の総会まで（通常 2 年）、再選可）の任命。アジア地域は、現地域調整国のインドの任期が第 43 回総会までであり、第 21 回 CCASIA（2019 年 9 月）で中国が指名された。中国の任期は第 43 回総会後から、次回地域調整部会後の総会まで（1 回再選可）。北米・南西太平洋地域、近東地域、ラテンアメリカ・カリブ海地域、ヨーロッパ地域の次期地域調整国としてそれぞれの地域調整部会でフィジー、サウジアラビア、エクアドル、カザフスタンが指名された（カザフスタンは 2 期目）。アフリカ地域は、次期地域調整国の候補国が決まっていないことから、例外的に現地域調整国のケニアの任期を第 44 回総会まで 1 年延長することが提案されていた。

(結論)

コーデックス事務局より、アフリカ地域の次期調整国について、CCAFRICA は非公式会合を開催し、ウガンダを指名することに合意し、これに伴いケニアの任期延長は取消されることになった旨説明があった。下記とおり地域調整国が任命された。

- CCAFRICA：ウガンダ
- CCASIA：中国
- CCEURO：カザフスタン（2 期目）
- CCLAC：エクアドル
- CCNE：サウジアラビア
- CCNASWP：フィジー

議題 14. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

(結論)

各部会の議長を指名する権限を有する国（現在の部会ホスト国）を確認した。CCPFV 及び CCCPL の休会と CCFFP の再開（ホスト国ノルウェー）を確認した。

議論において、インドより、CCFFV やスパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）など、1 年半～2 年ごとの開催頻度の部会で、作業量の多い部会については、年次開催とできないか検討を求めたい、部会の開催順序と頻度について、第 79 回執行委員会において議論される予定だったが、第 79 回会合はクリティカルレビューが中心となったため、まだ議論されていない旨発言があった。議長より、次回（第 80 回）執行委員会で議論するとの回答があった。

議題 15. その他の作業

議論なし。

第43回コーデックス総会（2020年9月～11月、ウェブ形式）
結果一覧（コーデックス文書の採択、新規作業提案、作業中止等）

＜アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）＞

事項	結果
発酵調理されたキャッサバ製品の地域規格案（ステップ8）	最終採択
グネツム属のフレッシュリーブの地域規格案（ステップ8）	最終採択
乾燥肉の地域規格原案（ステップ5）	予備採択
アフリカ地域内で調和のとれた食品関連法規の作成を支援するためのガイドライン策定（新規作業）（ステップ1）	承認
シアバター地域規格（CXS 325R-2017）の修正（amendment）	採択

＜北米・南西太平洋地域調整部会（CCNASWP）＞

事項	結果
飲料用カヴァ製品の地域規格原案（ステップ5/8）	最終採択
発酵ノニ果汁飲料の地域規格原案（ステップ5）	予備採択

＜アジア地域調整部会（CCASIA）＞

事項	結果
食品添加物条項の廃止（発酵大豆ペースト地域規格（CXS 298R-2009）及びチリソース地域規格（CXS 306R-2011）から食品添加物の同一性及び純度に関する規格がない酒石酸塩の食品添加物条項を削除）	廃止
バチルス属（ <i>Bacillus species</i> ）を使って発酵させた大豆製品（納豆を含む）の地域規格策定（新規作業）（ステップ1）	承認
急速冷凍餃子の地域規格策定（新規作業）（ステップ1）	承認
植物の葉で包んだ調理米（cooked rice wrapped in plant leaves）（ちまきを含む）の地域規格策定（新規作業）（ステップ1）	承認

＜生鮮果実・野菜部会（CCFFV）＞

事項	結果
キウイフルーツ規格案（ステップ8）	最終採択
ニンニク規格案（ステップ8）	最終採択
ばれいしょ規格案（ステップ8）	最終採択
ヤム規格原案（ステップ5/8）	最終採択

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	結果
食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範案（ステップ 8）	最終採択
食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）及び HACCP に関する付属文書の改訂原案（ステップ 5/8）	最終採択
微生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクの管理のガイダンス文書原案（ステップ 5）	予備採択
食品生産における安全な水の使用のガイドライン策定（新規作業）（ステップ 1）	承認

<近東地域調整部会（CCNE）>

事項	結果
混合ゼアタル（ハーブ）地域規格案（ステップ 8）	最終採択
マアムール（菓子）の地域規格策定（新規作業）（ステップ 1）	承認
ラブネの地域規格策定（作業中止）	作業中止

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	結果
乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）の食品添加物条項へのキサンタンガム（INS 415）及びペクチン（INS 440）の追記	最終採択
フォローアップフォーミュラ規格（CXS 156-1987）の見直し：セクション B（年少幼児）： 範囲、定義、表示原案（ステップ 5）	予備採択
Ready-to-Use Therapeutic Foods ガイドライン原案（ステップ 5）	予備採択
トランス脂肪酸（TFA）フリー表示の要件（作業中止）	作業中止
バイオフィォーティフィケーションの定義（作業中止）	作業中止

<薬剤耐性に関する特別部会（TFAMR）>

事項	結果
「薬剤耐性（AMR）の最小化及び抑制のための実施規範（CXC 61-2005）」の改定原案（ステップ 5）	予備採択

<穀物・豆類部会 (CCCPL) (working by correspondence) >

事項	結果
キヌア規格 (CXS 333-2019) の粒度に関するセクション (修正 (amendment))	採択
CCCPL のステータス (休会)	休会

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) (working by correspondence) >

事項	結果
コチュジャン規格原案 (アジア地域規格 (CXS 294R-2009) から国際規格への変更) (ステップ 5/8)	最終採択
チリソース規格原案 (アジア地域規格 (CXS 306R-2011) から国際規格への変更) (ステップ 5/8)	最終採択
マンゴーチャツネ規格 (CXS 160-1987) の改定原案 (ステップ 5/8)	最終採択
乾燥フルーツ一般規格原案 (ステップ 5/8)	最終採択
フルーツミックス缶詰一般規格原案 (ステップ 5/8)	最終採択
ピクルス規格 (CXS 115-1981)、たけのこ缶詰規格 (CXS 241-2003)、ジャム・ゼリー・マーマレード規格 (CXS 296-2009) の改定	最終採択
急速冷凍野菜規格 (CXS 320-2015) のフレンチフライドポテトに関する付属書の改定	最終採択
コチュジャン地域規格 (CXS 294R-2009) (廃止)	廃止
チリソース地域規格 (CXS 306R-2011) (廃止)	廃止
乾燥アプリコット規格 (CXS 130-1981)、デーツ規格 (CXS 143-1985)、レーズン規格 (CXS 67-1981) (廃止)	廃止
フルーツカクテル缶詰規格 (CXS 78-1981)、トロピカルフルーツサラダ缶詰規格 (CXS 99-1981) (廃止)	廃止
CCPFV のステータス	休会

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	結果
イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の修正 (amendment) : 対象の種のリスト (2.1 Product Definition) への <i>Sardinella lemuru</i> (Bali Sardinella) の追記	休会中の CCFFP を working by correspondence で再開し、検討する

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	結果
2021年のFAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）に評価を依頼する農薬優先リスト（新規作業）	承認

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	結果
牛ソマトトロピン（rbST）の最大残留基準値（MRL）案（ステップ8）	ステップ8（留め置き）

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 32 回一般原則部会

日時：2021 年 2 月 8 日（月）、9 日（火）、11 日（木）、12 日（金）、
15 日（月）、17 日（水）

バーチャル会合形式にて実施

仮議題

1	議題の採択
2	本部会への付託事項
3	一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報
4	電子的なコミュニケーションのみによる部会（Committees working by correspondence、CWBC）の手続きガイダンス
5	コーデックス文書の改定（revisions）／修正（amendments）
6	コーデックス手続きマニュアルの様式及び構成
7	コーデックス規格の使用の監視に関する討議文書
8	持続可能な開発目標（SDGs）の観点でのコーデックスの結果の監視に関する討議文書
9	その他の事項
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

第 32 回一般原則部会（CCGP）の主な検討議題

日時：2021 年 2 月 8 日（月）、9 日（火）、11 日（木）、12 日（金）、15 日（月）、17 日（水）
バーチャル会合形式にて実施

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

（対処方針）

仮議題を本会合の議題として採択するものである。各議題において十分な議論ができるよう、対処したい。

仮議題 2. 本部会への付託事項

（対処方針）

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より情報提供される。情報収集に努め、対処したい。

仮議題 3. CCGP の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報

（対処方針）

FAO と WHO が最近行った CCGP に関連する活動について情報提供される。情報収集に努め、対処したい。

仮議題 4. 電子的なコミュニケーションのみによる部会¹（Committee working by correspondence、CWBC）の手続きガイダンス

（経緯）

第 41 回総会（2018 年 7 月）は、CCGP に対し、手続きマニュアル中の関連する既存のガイダンスに基づいて、CWBC の進め方や運営に関する手続きのガイダンスを検討するよう要請した。前回第 31 回会合（2019 年 3 月）では、この要請事項に基づき、事務局が作成するガイダンス原案に基づいて議論を行う予定となっていたが、FAO 及び WHO の法律部門から、手続きに係る具体的な問題を精査する初めての機会であるとして、特に手続き面における課題に焦点を当てた討議文書が提示され、オープンな意見交換が行われた。多くの国から、CWBC の中止には反対する意見が出された。また CWBC の手続きガイダンスの作成が必要であり、CCGP においてその作業を始めるべきとの意見や、FAO 及び WHO の法律部門からの助言を踏まえ、CWBC で取り扱うことができる作業の種類を特定するために、更なる作業が必要であるとの意見が出された。部会は、ニュージーランドを議長、米国、ドイツ、日本を

¹ コーデックスでは、主に休会中の個別食品の部会を再開し、少数の規格の策定作業を進めるような場合に、物理的な会合を開催せず電子メールやオンラインプラットフォームを活用して協議を行う作業形式を総会において承認することがあり、このような部会を「電子的なコミュニケーションのみによる部会（Committee working by correspondence、CWBC）」と呼んでいる。

共同議長とする電子作業部会（EWG）を設置し、FAO 及び WHO の法律部門が提示した作業文書（CX/GP 19/31/3）及び第 31 回会合におけるコメントを考慮しつつ、①CWBC によって行われるのに適した作業を特定する規準と手続きガイダンスを作成する、また②CWBC の手続きの変更が必要かどうかを検討し、必要に応じて CCGP に提言する作業を行い、第 32 回会合に報告することに合意した。

EWG では、具体的な手続きガイダンスを作成するのが適切と考えられる事項が特定されるとともに、手続きガイダンスに含めるべき内容も取りまとめられたが、CWBC において投票をどのように扱うか、またホスト国がどの程度作業文書やコメントの翻訳に係る費用を負担すべきかについては意見がわかれたため、第 32 回会合で議論されることになった。しかしながら、第 32 回会合は 2020 年 3 月に開催予定だったが COVID-19 パンデミックの影響により中止・延期となったため、次の会合までの間、EWG での検討が継続されることになった。

EWG 議長国・共同議長国は、これまでの EWG での検討結果と開催予定だった第 32 回会合の作業文書へのメンバーからのコメント等を考慮した手続きガイダンス案を作成し、EWG においてさらに検討された。この過程で、ほとんどの事項が合意に至ったが、CWBC においてバーチャルの会議形式をどのように取り扱うかという新たな論点が浮上した。この論点に関し、総会・部会の開催が不確実な状況にあり、CWBC のガイダンスの一部としてバーチャル会合に関するガイダンスを含めるべきとする意見がある一方、CWBC とバーチャル会合を開催する部会は明らかに異なる、バーチャル会合のガイダンス作成は本 EWG の付託事項（TOR）外であり、新たな作業提案には総会の判断が必要である、ガイダンスの追加を検討することは本作業を遅らせることになる、バーチャル会合のガイダンス作成は時期尚早等の懸念が示され、EWG では明確な合意にいたることができなかった。

現時点で EWG においてとりまとめられた「CWBC の規準及び手続きガイドライン案」の内容は下記のとおり。第 32 回会合では、このガイダンス案の内容について、新たな論点も含め、さらに検討が行われる予定。

<CWBC の規準及び手続きガイドライン案>

ガイダンス案の冒頭、本文書の目的、コーデックスの基本的価値観（「協力」、「包摂性」、「コンセンサス形成」、「透明性」）の尊重・遵守の必要性、さらに CWBC は特定の環境あるいは状況でのみ検討される例外的なものであり、CWBC 開始の決定は総会においてホスト国やメンバーの意見を考慮し、執行委員会の助言に基づき決定される旨記載。

また脚注において、非公式の議論や作業部会においてバーチャル技術の活用を含む場合があること、またバーチャルツールの活用に関する実用的なガイダンスはそれに特化した検討が別途必要であることがスクエアブラケット入りで記載。

- i. CWBC で行う作業の選択と任務に関連する規準：手続きマニュアル中の「コーデックス規格策定手続き」及び「作業の優先順位付けの規準」との一貫性が必要である旨記載。加えて、CWBC の開始検討時に考慮すべき事項を記載（スコープ、目的、性質、複雑性、緊急性等）
- ii. 参加資格と資格情報の検証：コーデックス手続きルールの規定が CWBC にも適用される旨記載。
- iii. CWBC の会合：CWBC は、総会によって承認された特定の期間、by correspondence

- で[あるいはバーチャルの手段によって]、メンバーと公式な協議を行う旨記載。
- iv. 包摂性 (inclusiveness)、参加及び言語：包摂性と最大限の参加のため、コーデックス手続きルールの規定が適用される（作業言語は3言語以上）が、柔軟性は確保される旨記載。また作業文書の翻訳のための資金の確保は宿主国の責任である旨記載。
 - v. 定足数の決定 (CWBC での意思決定前)：コーデックス手続きルールの規定が CWBC にも適用される旨記載。（ただし、手続きルール上の部会への「出席」は、CWBC への「登録」に読み替える。）
 - vi. CWBC の議長とコーデックス事務局の役割：議長の役割、コーデックス事務局の役割、コンセンサス形成の重要性、“サイレンス”の解釈（暗黙の合意、続行に異議なし等）について記載。
 - vii. 規格・関連文書のステッププロセスの前進：ステップを進める際のメンバーへの確認方法、CWBC が作業を進めることができない場合に議長が提案できる選択肢（物理的な会合の開催、他部会への付託等）、投票の取扱い（決定を投票に頼るべきではない）等記載。
 - viii. 総会への報告：必要と思われる場合は、報告書を確定させる前に、バーチャル会合を開催して検討すべき旨スクエアブラケット入りで記載。

（対処方針）

策定されるガイダンス案に、我が国が以前より特に重要と考える下記の点が引き続き含まれるよう対処したい。

- ・ CWBC の運営・進行は、コーデックスの基本的価値観（「協力」、「包摂性」、「コンセンサス形成」、「透明性」）と手続きマニュアルの規定を尊重・遵守する。
- ・ CWBC で作業を行うのは、真に必要な場合に限る。
- ・ 投票は、物理的な会合での投票手続きは不正な投票行為等がないよう慎重に進められるが、CWBC の投票手続きにおいて同等のレベルが確保されるのか懸念があること、技術的な問題の発生等 CWBC には物理的な会合にはないリスクがありうること、また部会レベルにおける投票はルール上可能であるものの現状では行われていないことを踏まえ、CWBC においても適用されるべきではない。

また、CWBC においてバーチャルの会議形式をどのように取り扱うかという新たな論点には以下の立場で対処したい。

- ・ 本作業が対象とする CWBC は、コーデックスにおいて従来より行われてきた「物理的な会合を開催せず電子メールやオンラインプラットフォームを活用して協議を行う部会」であることから、部会のバーチャル会合をどのように進行・運営するかに関するガイダンスの作成は、その必要性も含めて、別途議論すべき事項である。
- ・ 但し、CWBC の議論を進めるため、バーチャルでの非公式な意見交換を行うことは有益と考えられることから、そのような推奨をガイダンス案に含めることは差し支えない。
- ・ また、CWBC が作業を進めることができない場合、議長が提案できる選択肢の一つとして物理的な会合の開催が挙げられているが、FAO 及び WHO が物理的な会合を開

催できる状況にないと判断した場合にはバーチャル会議形式での会合の開催も選択肢として検討して差し支えない。

仮議題 5. コーデックス文書の改定 (revisions) / 修正 (amendments)

(経緯)

前回第 31 回会合 (2019 年 3 月) において、コーデックス事務局より、コーデックス規格の「改定 (revision)」と「修正 (amendment)」の区別が実用的ではなく、その改善を図るため、コーデックス規格の改定/修正の履歴情報がわかる新しいナンバリングシステムを導入したい、また特に休会中の部会及び特別部会において、改定/修正の提案手続きの検討を行いたいとの提案があり、より詳細な討議文書をコーデックス事務局が用意して、第 32 回会合で議論することになっていた。

コーデックス事務局の用意した文書において、コーデックス事務局は、「編集上の修正/訂正 (editorial amendment/correction)」、「実質的な修正/訂正 (substantive amendment/correction)」及び「改定 (Revision)」に関し、手続きマニュアル上の定義や解釈を整理し、提案から採択までのワークフロー案を示している。また、規格にどのような変更が生じたかを明確に示すため、規格の新規策定、実質的な修正、編集上の修正、訂正、改定の回数を示す 4 桁のバージョン番号を規格につけるとともに、規格中に変更履歴を含めることを提案している。今次会合でこれらの提案について議論する予定。コーデックス事務局は、議論を踏まえ、手続きマニュアルにおいてマイナー修正が必要となる箇所を示す包括的な討議文書を作成し、バージョン番号及び変更履歴の例を準備する可能性も示している。

また、休会、廃止、あるいは解散した部会の規格はコーデックス事務局が点検を続け、必要に応じて総会に修正 (amendment) を提案することになっているが、加盟国が書面により提案することも可能。コーデックス事務局は、手続きマニュアル中の「魚類・水産製品の規格に新しい種を追記する手続き」は、休会中の魚類・水産製品部会 (CCFFP) に正しく適用するには困難な面があったため、既存の書面での提案手続きルールに則ったとする最近の事例を取り上げつつ、後の段階でこの問題に関し何らかの作業が必要か、議論を求めている。

(対処方針)

規格の修正/改定の提案から採択までのワークフロー案は、現行の手続きマニュアルの記載を整理し、また不備を改善するものであり、支持できる。規格のバージョン番号の作成や変更履歴を含める提案について、修正/改定の行われた年が記載されている現在の規格フォーマットに従えば規格の修正/改定に関する情報は十分提供可能と考えられるため、複雑な番号よりも規格フォーマットを揃えることで対応可能であること、またコーデックスでは最新版の規格が重要であり、変更履歴を含む古い規格もあわせて公開することにより混乱が生じる可能性があること等、提案内容の実施の必要性・有用性には不明確な点がある。これらに関する情報を聴取の上、規格利用者が最新版を利用するにあたって混乱を生じないことを条件として、規格の修正/改定に関する情報が正確にわかりやすく提供されるように対処したい。

休会、廃止、あるいは解散した部会の規格の修正に関し、あらゆる修正の最終的な判断は総会に委ねることとしており、総会は必要があれば休会中の部会を再度開催する権限も有していることも踏まえれば、現時点で特段の問題は生じていないと考えられることから、手続きに関する新たな作業は不要との立場で対処したい。

仮議題 6. コーデックス手続きマニュアルの様式及び構成

(経緯)

前回第 31 回会合 (2019 年 3 月) において、コーデックス事務局より、手続きマニュアルをより利用しやすくするために、オンラインバージョンを活用して検索しやすくすることを検討しており、第 32 回会合の議題に含めたいとの提案があった。一部のメンバーより、手続きマニュアルの内容を削ったり中身を何か変えたりするのかと懸念の声が上がったが、コーデックス事務局から、内容は何も変えず、使いにくいので少し構成を変える等して利用しやすくすることを検討したいとの説明があった。

今回の部会にコーデックス事務局の用意した文書において、コーデックス事務局は、手続きマニュアルのユーザーに常に最新の情報を提供し、使いやすさ、検索性、柔軟性を向上させるため、下記の変更を提案している。

- ・ 手続きマニュアルの 5 章 (コーデックスの各部会の TOR やホスト国の情報) 及び 6 章 (コーデックスメンバー一覧、加盟年、所属地域の情報) は、コーデックス委員会ホームページに同様の情報を掲載しており、またホームページの情報の方が手続きマニュアルに記載する情報より最新の情報を掲載することができるため、手続きマニュアルから削除する。(過去にも、コーデックスコンタクトポイントの情報や部会開催情報を手続きマニュアルから削除した事例あり)
- ・ 章・付属文書ごとに検索のしやすいオンラインバージョンを作成する。但し、PDF バージョンも引き続き利用できるようにする。

また、コーデックス事務局は、手続きマニュアルの包括的な点検を進めており、今後、コーデックスをより回復力のあるものにし、COVID-19 パンデミックやその他の将来の危機の間もコーデックスが活動を続けられるようにするため、手続きマニュアルに変更が必要かどうかを含む討議文書を次回会合に提出予定としている。

(対処方針)

現行の手続きのルールに実質的な変更を伴わないことを条件に、手続きマニュアルをより使いやすいものとし、ユーザーが最新の正確な情報を入手しやすくするような構成上の変更については支持するとの立場で対処したい。

仮議題 7. コーデックス規格の使用の監視に関する討議文書

(経緯)

前回第 31 回会合 (2019 年 3 月) において、フランスは、CCGP で今後取組むことが可能な作業の一つとして、「コーデックス規格の適用のための監視 (observation) の構造」について提案した。会合では、様々な意見が出されたが、本件は重要なトピックであること、また問題のより詳細な分析を行うことに価値はあるものの、議論を進展する前に慎重な検

討が必要という点には合意があったことから、フランスが他の関心国とともに第 31 回会合で出されたコメントを考慮して「コーデックス規格の使用の監視に関する作業文書」を作成し、第 32 回会合で議論することになった。

フランスが用意した作業文書では、他の国際機関の状況、コーデックスで行われてきた活動、昨秋開催された 6 つの地域調整部会における議論、さらに現在利用可能なデータソースに関する状況について整理した上で、下記について提言している。

提言 1: 「使用」の用語を定義する。あるいは関連する使用の方法を特定する。

提言 2: 既存のデータをリスト化するための方法を確立し、主要なギャップを特定する。

例えば、規格毎に利用可能なデータがあるかどうか判断し、該当する場合はそのデータの性質とデータソースをスプレッドシートに整理する。コーデックス事務局、加盟国、その他の関係者からも情報を収集する。作業量が多いため、関連する規格をグループ化する、またいくつかの規格を選び試用する等のアプローチをとる。

提言 3: 提言 2 によりデータが特定されていない規格を調査し、この要因はこのような規格が使用されていないことによるものなのか、さらにデータを収集すべきなのかを判断する。

提言 4: 各提言の実施方法については、地域調整部会でも指摘されているように追加のクwestionsの送付は適当ではないため、例えば、コーデックス事務局が作業を行う（追加スタッフが必要な可能性）、電子作業部会を設置して作業を行う、FAO の統計部門のような専門家組織にこの作業を委任する、大量のデータの加工を進め、異なる情報の解釈にかかる課題に取り組むため、学術機関の協力を得て新しい情報通信技術の活用を検討する等のオプションを検討する。

提言 5: 他の国際機関との相乗効果を検討する。特に、FAO 及び WHO とともにコーデックス事務局が経済協力開発機構（OECD）による「効果的な国際ルール策定のパートナーシップ」に参加すること、他の国際機関で導入されているメカニズムからの課題を学ぶこと、国際獣疫事務局（OIE）で行われている試験研究から参考になりそうな事例を検証する。

提言 6: CCGP は、この問題の調査の結果をコーデックス戦略計画 2020-2025 の目的 3.3 「コーデックス規格の影響を測るためのメカニズムの開発を進める」の一部として、戦略計画の年次進捗報告書への記載を提案する。

（対処方針）

提言の作業を進めるにあたり、大量の情報をどのように整理するか、また膨大な作業量のための追加的リソースをどのように確保するか等の課題も多く、慎重な検討が必要との立場で対処したい。なお、本作業を行うことが合意された場合には、コーデックス規格の「使用」の定義や調査方法などを明確化する必要があるとの立場で対処したい。

仮議題 8. 持続可能な開発目標（SDGs）の観点でのコーデックスの結果の監視に関する討議文書

（経緯）

第 43 回総会（2019 年 7 月）において採択されたコーデックス戦略計画 2020-2025 はコーデックスが貢献しうるとする持続可能な開発 2030 アジェンダの SDGs の 4 つの目標²が明記されている。前回第 31 回会合（2019 年 3 月）において、フランスから、戦略計画 2020-2025 の実施状況の監視の一つとして、これらの目標に対するコーデックスの貢献を図る指標を CCGP において検討することが提案された。加盟国から、コーデックス、また CCGP で行うべき作業かどうかの観点で否定的な意見も出されたが、コーデックス事務局が国連経済社会理事会、FAO 及び WHO から、コーデックスではどのように SDGs の達成を実施するのか情報を提供するよう要請を毎年受けているという現状や、SDGs の達成に向けた進捗状況を監視することは CCGP の仕事ではないがコーデックス規格の貢献を表すことのできる指標の提案は CCGP の作業範囲内になり得るとの CCGP 議長からの指摘を踏まえ、第 32 回会合において、フランスが用意する作業文書に基づき議論することになった。

フランスから示された討議文書では、コーデックス戦略計画 2020-2025 の枠組みではなく、2030 アジェンダへの貢献を図るための指標の開発が必要だとして、下記が提言されている。

提言 1：SDGs の達成の重要性及びコーデックスが主要な政策決定者にどのように貢献するかを再確認する（国連イベント等の活用、コーデックスの貢献を示す資料（動画等）の作成）。

提言 2：コーデックス規格が SDGs の達成にどのように貢献するかを示すオンラインツールを公開する（国際標準化機構（ISO）等で行われている方法を参考にする）。

提言 3：コーデックス戦略計画の指標追跡データを共有し、2030 アジェンダに向けた進捗状況を測る。

提言 4：コーデックス事務局は SDGs に関し他の国連機関から受けた情報提供要請やその対応状況を定期的にメンバーに報告する。

提言 5：コーデックスがどのように SDGs の達成に貢献しているかを示し、進捗のモメンタムとするための国別ケーススタディを行う。

提言 6：コーデックスがさらに SDGs に貢献することのできる方法の特定。

（対処方針）

SDGs 達成の重要性については理解するが、提言に記載される作業を進めるにあたり、誰が主体的に行うか不明な点があり、また追加的リソースをどのように確保するか等の課題もあるため、実現可能な提言内容かどうか慎重な検討が必要との立場で対処したい。

仮議題 9. その他の事項

（対処方針）

適宜対処したい。

² 目標 2：End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture（飢餓をゼロに;）、目標 3：Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages（すべての人に健康と福祉を）、目標 12：Ensure sustainable consumption and production patterns（つくる責任、つかう責任）、目標 17：Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development（パートナーシップで目標を達成しよう）

仮議題 10. 次回会合の日程及び開催地

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 11. 報告書の採択

(対処方針)

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう対処したい。